



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*30 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

### ○ 人事委員会規則

\*18 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県  
人事委員会規則の一部を改正する規則 ..... 2

### ○ 告示

696 新六箇井土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 2

697 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 3

698 随意契約の相手方の決定 (警察本部)..... 3

### ○ 選挙管理委員会告示

33 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 4

34 資金管理団体の届出事項の異動の届出 ..... 4

35 資金管理団体の指定の取消しの届出等 ..... 5

36 政治団体の解散の届出 ..... 5

37 政治団体の設立の届出 ..... 5

### ○ 監査公表

監査公表第12号 ..... 6

### ○ 県議会に関する事項

\*和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一  
部を改正する規程 ..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第30号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(口頭、掲示その他の方法による納入の通知) 第22条 令第154条第3項ただし書の規定により 口頭、掲示その他の方法によって納入の通知を することができる歳入は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 出納員又は収納員に即納させる歳入金 (2) 県立学校の授業料、入学金及び教育を受け る者のために設けられた寄宿舎の使用料 (3) 前2号に掲げるもののほか、その性質上納</p>	<p>(口頭による納入の通知) 第22条 歳入金を出納員又は収納員に即納させる 場合においては、令第154条第3項ただし書の 規定により口頭をもって納入の通知をすること ができる。</p>

入通知書により難い歳入であつて、知事が別に定めるもの

第23条及び第24条 削除

(掲示等による納入の通知)  
第23条 県立学校の授業料、入学金及び教育を受ける者のために設けられた寄宿舎の使用料について納入の通知をする場合においては、令第154条第3項ただし書の規定により当該学校の施設内の場所でのその長が定めるものに掲示することにより納入の通知をすることができる。

第24条 削除

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第18号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則</u></p> <p>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第11号に規定する手続等について、和歌山県人事委員会に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。</p>	<p>和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則</p> <p>和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）の施行に関し、和歌山県人事委員会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第16条第2項の」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新六箇井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第697号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和4年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6019			令和4.4.25	西牟婁郡白浜町堅田2500番地の328	一般社団法人熊野サムハラ 代表理事 道浦学	木材	田辺市秋津町529-1
6020			令和4.4.27	田辺市中辺路町栗栖川671-14	丸雅 仲美代	木材	田辺市中辺路町栗栖川671-14

和歌山県告示第698号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入（優良） 97箱
- (2) カード基体 300枚×3入（一般） 70箱
- (3) カード基体 300枚×3入（新規） 10箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 10本
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 85箱
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 1箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム  
東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) カード基体 300枚×3入（優良）  
1箱当たり 474,210円
- (2) カード基体 300枚×3入（一般）  
1箱当たり 474,210円
- (3) カード基体 300枚×3入（新規）

1箱当たり	474,210円
(4) 経歴証明書カード基体 300枚	
1本当たり	165,660円
(5) IC用リボンセット (2,000枚×1入×7種)	
1箱当たり	154,000円
(6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚	
1箱当たり	17,600円
6 契約の相手方を決定した手続	
随意契約	
7 随意契約の理由	
特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。	

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

#### 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県石油販売業支部	坂田英三	代表者	坂田英三	山縣弘明	令和3.6.2
自由民主党和歌山県ときわ会支部	本井誠	会計責任者	岩田芳和	小山等	令和4.4.1
自由民主党和歌山県笑顔支部	尾崎太郎	会計責任者	熊代圭司	中谷晃也	令和3.6.10

#### その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
杉原勲後援会	杉原勲	主たる事務所の所在地	紀の川市東野400	紀の川市東野108	令和4.1.10
津本芳光後援会	大前一明	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町天満686-1	東牟婁郡那智勝浦町粉白58	令和4.3.31
和歌山県石油政治連盟	坂田英三	代表者	坂田英三	山縣弘明	令和3.6.2
岩田弘彦後援会	田中秀夫	代表者	田中秀夫	梅本博昭	令和4.4.10
太成会	尾崎太郎	会計責任者	熊代圭司	中谷晃也	令和3.6.10

### 和歌山県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異

動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
南勝弥	南かつや後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町343	西牟婁郡白浜町321	令和 3.12.20

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
木村文則	木村文則後援会	令和 4.4.8

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
中村しんじ後援会	中西正人	令和 4.2.28
立谷誠一後援会	津田壽朗	令和 4.3.18
堀たくみ後援会	岩橋修	令和 4.3.22
磯崎誠治励ます会	大谷明	令和 4.3.28
木村文則後援会	木村文則	令和 4.4.8

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
平田みほ後援会	谷口幸男	平田眞代	西牟婁郡上富田町岩田1643-1	令和 4.3.23

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩  
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

#### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

#### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

#### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和4年1月28日 令和4年3月16日
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

#### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

##### (1) 指摘事項

海草振興局建設部

行政財産の占用許可等の事務処理において、占用許可等の決裁や収入調定の手続が行われず、公文書を紛失するなどの事態が発生した。

今回の調定漏れとなっている事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

##### (2) 注意事項

## ア 海草振興局健康福祉部

産業廃棄物を不適切に処分していたので、適正に処理されたい。

## イ 海草振興局農林水産振興部

(ア) 紀の国森づくり基金活用事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

## ウ 海草振興局建設部

(ア) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 土地水面使用料の未収金について、債権管理簿が未作成であり、未納者に対して納付に向けた協議を行っていなかったなので、適正に処理されたい。

(ウ) 郵便切手類使用簿において、検印されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 旅行命令をすべきところ外出承認でしているものがあつた。
- b 承認印の押印が漏れていた。
- c 職名・氏名の記載が漏れていた。
- d 移動方法の記載が漏れていた。
- e 復命方法の記載が漏れていた。

(オ) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 道路占用許可において、占用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ク) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 車両管理者等確認印欄に押印がなされていなかった。
- b 使用終了時間が記載されていなかった。

## エ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 物品調達伺において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 需用費修繕料及び工事請負費の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

## オ 和歌山県公営競技事務所

(ア) 収入調定を行った勝者投票券売上収入において、公金振替の手続が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 競輪開催事務協力負担金に係る収入事務において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 事前に調定すべきところ、事後調定により収入調定を行っていた。
- b 公営競技事務所出納員口座に振り込まれた収納金の指定金融機関への払込みが遅延していた。

(ウ) 電気使用料及び水道使用料収入において、使用量の算出を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理され

たい。

カ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 和歌山マリーナ船舶保管施設に係る使用許可がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

### 県議会に関する事項

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月31日

和歌山県議会議長 森 礼子

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>和歌山県議会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する和歌山県議会規程</p> <p>和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第2条第11号に規定する手続等について、和歌山県議会に係るものを情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。</p>	<p>和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程</p> <p>和歌山県議会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の規定の例による。この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第16条第2項の」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。